

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・背景

(1) 計画策定までの社会状況

昨今、わが国の社会状況は、急速な少子高齢化や^{*}核家族化の進展に伴い、障がい者の抱える問題はより複雑になってきています。

また、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、共生社会の考え方が定着してきていることもあり、在宅生活志向が高まるなど、障がいのある人の意識も変化しており、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援することが、これまで以上に重要となってきています。

本市においても、本計画により、障がいのある人やその家族はもとより、地域住民、事業者及び行政がそれぞれの役割を自覚し、障がいのある人と協働するための仕組みづくりを行い、誰もが地域で自立した生活を送れるよう障がい者福祉施策を推進していきます。

(2) 障がい者施策の経緯

国は、平成19年に署名した国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に必要な国内法の整備や、障がい者福祉制度の改革を推進し、平成23年8月に障がい者の定義の見直しや障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正しました。

また、平成24年10月には、障がい者への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成25年4月には、障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、平成28年4月には、障がい者に合理的な配慮の提供や不当な差別的取扱いの禁止を定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を施行させました。

本市では、平成27年に策定した計画期間を5年間とする「日南市障害者計画」が、令和元年度で計画期間の終了を迎えることから、国の第4次障害者基本計画（平成30年度からの5年間）及び第4次宮崎県障がい者計画（令和元年度からの5年間）を基本とし、新たな「障がい者計画（令和2年度～6年度）」を策定することとしました。

2 第4次障害者基本計画の概要（国）

（1）第4次障害者基本計画とは

- ①位置付け 政府が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定）
- ②計画期間 平成30年度からの5年間

（2）基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

（3）基本的方向

- ①2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
 - ア 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ向上の視点を取り入れていく
 - ※アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
 - イ アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入
- ②障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
 - ※障害者権利条約：我が国は平成26年に批准。障がい当事者の主体的な参画等を理念とする。
 - ア 障がい者施策の意思決定過程における障がい者の参画、障がい者本人による意思決定の支援
- ③障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
 - ア 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進
- ④着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

3 計画期間

「障がい者計画」は、令和2年度から令和6年度の5年間で計画期間とします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日南市	障害者計画		障がい者計画				
県	第3次	第4次宮崎県障がい者計画				第5次	
国	第4次障害者基本計画					第5次	

＜障がい福祉計画・障がい児福祉計画＞（3年間）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日南市	第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期
	第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期

※障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、「障がい者計画」の実施計画として、障害福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供に関する今後の見込量等を定めます。

4 計画の位置付け

(1) 日南市障がい者計画

障害者基本法第11条に定める「市町村障害者計画」に該当する理念計画であり、「住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、健やかで心のかようまち」を基本理念として掲げています。

（障害者基本法第11条第3項）市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 日南市障がい福祉計画・日南市障がい児福祉計画

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20で定める市町村計画で、「日南市障がい者計画」の実施計画として位置づけられるものです。

（障害者総合支援法第88条）市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（児童福祉法第33条の20）市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。